

10月から国保の保険証が新しくなります

医療を受けるときには必ず窓口へ

十月一日(日)から、国民健康保険被保険者証(保険証)が新しくなります。現在使用している保険証は、九月三十日(土)まで有効。十月からは、今月下旬に世帯主へあてて郵送する新しい保険証を使ってください。有効期限は来年の九月三十日までです。

問い合わせは国保年金課 ☎ 890-6250 へ。

国民健康保険(国保)の被保険者は、一般被保険者と退職被保険者に分かれています。新しい保険証は、一般被保険者が青色と、退職被保険者が青色と、それぞれ色が異なります。同一世帯内に両方の該当者がいる場合には、二枚の保険証が交付されます。

9月21日に郵送 注意事項を確認

新しい保険証は九月二十一日(木)に郵送します。新しい保険証が届いたら、名前などを確認し、裏面の注意事項をよく読みましょう。現在使っている保険証は、市役所市民課・国保年金課または各支所・出張所へ返却を。なお、新しい保険証は九月三十日(土)まででも利用できます。また、旅行や通院などで別の保険証が必要な人には、遠隔地保険証を交付します。新しい保険証と印鑑を用意し、市役所市民課・国保年金課または各支所へ。

該当する人へ 退職被保険者証を

退職被保険者証は会社などを退職して国保に加入した人が、老人保健法の適用を受けるまでの間に加入するものです。厚生年金など(国民年金を除く)の加入期間が二十年以上、または四十歳以後の期間が十年以上で、年金受給権が発生した日から対象になります。

が、老人保健法の適用を受けるまでの間に加入するものです。厚生年金など(国民年金を除く)の加入期間が二十年以上、または四十歳以後の期間が十年以上で、年金受給権が発生した日から対象になります。



保険証は必ず医療機関の窓口で提示しましょう

間違いがあったら 早めに届け出

氏名や住所などが間違っているときは、新しい保険証と印鑑を用意して、市役所市民課か各支所へ届け出てください。また、既に会社などの保険証があるときは、会社などの保険証(扶養家族は認定年月日の分かる書類も必要)と国保の新旧保険証、印鑑を用意して、市役所市民課か各支所へ。国保に加入しているの

に新しい保険証が届かないときは、古い保険証と印鑑、運転免許証など本人であることを証明する物を持って、市役所国保年金課か各支所へ届け出を。その他の届け出事項については保険証に記載してありますので、確認してください。

保険をさかのぼって納めなければなりません。ご注意ください。

提示しない 医療費全額負担に

保険証は国保の加入者であることを証明する物です。大切に保管し、医療機関にかかるときは、必ず窓口で提示してください。保険証を持たずに受診したときは、医療費全額を負担することになります。なお、保険証を紛失した場

病気や負傷、事業の廃止などのため国保税を納付することができないと認められた場合です。資格証明書で診療を受けるときは、医療機関へ費用の全額を支払わなければなりません。後日、市役所国保年金課で申請し、保険給付分の払い戻しを受けることになります。

21日から全国交通安全運動

ルール守って事故防ぼう

「確かめて 歩行者・自転車・横断車」をスローガンに、九月二十一日(木)から三十日(土)まで、秋の全国交通安全運動が実施されます。秋は車で出かける機会も多くあります。交通事故を防ぐためには、思いやりの心をはぐくみ、交通安全に対する意識を高めることが大切。一人一人が次のことを心掛けましょう。

を付けた自動車に対しては十分な車間距離を取るなど思いやりを持った運転をする。③高齢者は道路横断時にきちんと安全を確認する。特に左から来る自動車に気を付ける。【夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止】①歩行者や自転車利用者には目立つ色の服装や反射材を活用する。②自転車は夕暮れ時に自動車から見えにくくなるので早めにライトを



子どもの安全のため忘れずに

点灯する。【後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底】①距離にかかわらず車に乗るときはシートベルトの着用を習慣付ける。②子どもを車に乗せるときは発育に応じたチャイルドシートを使用する。

同一世帯の親権者が対象

交通事故や労働災害で父や母を亡くした義務教育終了前の児童を扶養している保護者に、災害遺児手当を支給します。該当者は問い合わせてください。対象は次のすべてを満たす人。①交通事故(陸上・海上・航空)や労働災害で生計の中心である父母やこれに準じる人が死亡、または重度障害状態になった児童の親権者やそれに代わる立場にある②児童を

扶養し世帯が同じ③本市在住で住民票に記載されている。支給月額 遺児一人につき三千五百円 申し込み 印鑑・戸籍の全部事項証明書(謄本)・保護者名義の預貯金通帳・原因となった事故や労働災害を証明する書類(障害の場合はその程度を証明する書類)などを用意し、市役所児童家庭課(☎890-6277)へ直接